

# 株式会社 アーネット 行動計画

令和 2 年 11 月 1 日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 2 年 12 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日までの3年間

## 2 内容

取組1: 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 3 年 1 月 前回計画の検証
- 令和 3 年 4 月 制度内容等について研修会などにより社員に周知
- 令和 3 年 6 月 管理職を対象とした研修の実施

取組2: 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 3 年 2 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3 年 5 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 3 年 7 月～ 全体会議・社内広報等において取得促進キャンペーンを行う